

伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画策定業務プロポーザル
に基づくヒアリング傍聴要領

令和5年6月19日

1 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、5人とします。

2 傍聴の申込方法

- (1) ヒアリングの傍聴を希望する方は、ヒアリングの開催日2日前（閉庁日を除く。）の午後5時15分までに、傍聴申込書（別紙）に必要事項（ヒアリングの名称、住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等）を記入の上、直接、又は郵送、Eメールで事務局（伊予地区ごみ処理施設管理組合）へ提出してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切ります。
- (3) 傍聴の可否については、ヒアリングの開催日の前日までに事務局から連絡します。

3 ヒアリング会場での受付及び手続

- (1) ヒアリング会場への入室は、ヒアリング開始時間15分前から許可します。
- (2) ヒアリング会場への入室に当たっては、ヒアリング会場前の受付で氏名、住所等を記入していただきます。
- (3) プラカード、幟（のぼり）等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等を着用している者は、入室を拒否します。

4 傍聴できない者

- (1) 市民（伊予市自治基本条例第3条に規定する市民をいう。）でない者
- (2) 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、ヒアリングを妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると伊予市プロポーザル審査委員会委員長（以下「委員長」という。）が認めた者
- (5) ヒアリング参加表明者及びその関係者

5 傍聴における遵守事項

- (1) ヒアリング会場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否の表明、威圧的行為等をしないこと。
- (2) ヒアリング会場において、発言しないこと。
- (3) ヒアリング会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) ヒアリング会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (6) ヒアリング会場内への携帯電話を持ち込まないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ヒアリング会場の秩序を乱し、又はヒアリングの運営に支障となる行為をしないこと。

6 ヒアリングの秩序維持

- (1) 傍聴人は、ヒアリングを傍聴するに当たっては、委員長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が前項に掲げる諸事項を守らない場合は、これを注意し、従わないときは、委員長が退場させます。

傍聴申込書

ヒアリングの 名称	伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画策定 業務プロポーザルに基づくヒアリング
ふりがな 氏名	
住所	伊予市 ※住所が市外の場合はいずれかを選択してください。 <input type="checkbox"/> 市内通勤 <input type="checkbox"/> 市内通学
電話番号	
メールアドレス	
備考	